

医療費控除の豆知識

Q いつの領収書が対象ですか？

A 申告をする年の1月1日から12月31日に支払った領収書が対象です。

Q 誰の分が対象になるのですか？

A 申告者ご自身と申告者と生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った領収書が対象です。

Q 領収書をなくしましたが間違いなく支払いました。健康保険からのお知らせならあります。対象になりますか？

A 領収書は必ず確認させていただきます。なければ対象とはなりません。健康保険から送られてくる医療費のお知らせは、実際に支払った金額ではなく使用した金額のお知らせですので、領収書に代わるものではありません。

Q 医療費控除をすると医療費が戻ってくるのですか？

A 医療費が戻ってくるということではありません。医療費控除をはじめとする控除額とは、正しい所得税(住民税)の税額を計算する際に、所得か

ら差し引くことのできる金額です。

医療費控除額＝かかった医療費－健康保険や生命保険などから補てんされた額－所得の5%(最高10万円)

Q 医療費控除をすると税額にどれだけの影響があるのですか？

A 税額への影響額＝医療費控除額×税率(所得税：所得に応じ5%から40%、住民税：10%)
例えば、1年間でかかった医療費が125,000円で保険金を20,000円もらっており、所得が200万円の方の場合
医療費控除額＝(かかった医療費125,000円－補てんされた保険金20,000円)－2,000,000円×5%
所得税への影響額：医療費控除額5,000円×5%＝250円
住民税への影響額：医療費控除額5,000円×10%＝500円

対象とならないもの

- ・インフルエンザなど予防のために接種した注射代
- ・健康診断にかかる費用(ただし健康診断の結果、重大な病気が発見され、かつその診断などに引き続きその疾病の治療を行っている場合を除きます。)
- ・健康維持、予防などの医師の指示のないドリンク剤やサプリメント
- ・医師の作成した診断書などの文書料
- ・入院時にご本人や家族の都合で発生した個室の差額ベッド代
- ・入院に際し購入した洗面やパジャマなどの身の回り品の購入費
- ・メガネやコンタクトレンズの購入費
- ・美容に係る手術や歯科治療費(矯正など)

医療費控除の対象となる主な領収書

- ・医師または歯科医師の診察費、治療費
- ・治療または療養に必要な医薬品の購入
- ・病院、診療所に支払った入院、入所費(診療費、治療費、居住費、食費)
- ・おむつ代(医師の証明書は毎年必ず必要。ただし、介護保険受給中の方で市町村長が認める方は、市町村長の証明書で代用可能(弥富市の場合は介護高齢課にお問い合わせください。))
- ・出産に係る費用(妊娠と診断されたからの定期検診、検査の費用を含みます。)
- ・発育段階にある子どもの歯列矯正に係る費用

など

など

【確定申告についてのお知らせ】

当市では、次のとおり申告相談を実施しますので、ご利用ください。

●相談期間
2月16日(月)から3月16日(月)まで開催(土曜、日曜除く)

●相談会場受付時間など
会場 市民ホール(市役所庁舎南側3階)
午前の受付 8時45分～11時
午後の受付 13時～16時
※相談件数により、受付締切時間が早くなる場合もありますのでご了承ください。
※防犯上の理由により早朝より開錠することはできません。

●年金所得者にかかる確定申告の不要制度
・公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告の必要はありません。
※この場合であっても、還付を受けるための確定申告書を提出することができます。
※この制度により所得税の確定申告をしなかった場合、公的年金などに係る雑所得のみがある方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、基礎控除など)以外の各種控除の適用を受けるときは、市県民税の申告が必要です。

●申告すると所得税が戻ることも
確定申告をする義務のない方でも、申告をすれば所得税の一部が戻る場合があります。

▽医療費控除：平成26年中に支払った金額から、健康保険や生命保険などの補てん金を引いたあとの金額が、所得の5%または、10万円のいずれか少ない金額を超える場合。
▽住宅借入金等特別控除：平成26年中にローンを利用して住宅を新築や購入、増改築をした場合。
▽雑損控除：資産について災害、盗難、横領による損失が生じた場合と災害に直接関連して支出された金額がある場合。

▽そのほかの場合
年の途中で退職し、再就職しなかった場合。年末調整を受けていない場合。
●申告に持参するもの
①申告書(届いている場合)
②印鑑
③給与・年金の源泉徴収票(原本)
④社会保険料控除(国民健康保険税・国民年金保険料など)額の控除証明書
⑤生命保険、地震・旧損害保険料控除の証明書
⑥営業・不動産・農業所得のある方は、収支内訳書。(あらかじめ作成しご来場ください。なお、租税公課は、固定資産税の課税明細書に記載がありますので確認してください。)
⑦医療費控除を受ける方は、医療費の領収書と補てん金のわかるもの。(あらかじめ集計のうえご来場ください。)

⑧雑損控除を受ける方は、災害の被災証明書・損害により支出した領収書・損害にあつた建物、家財などの取得年月日、取得金額がわかるもの。
⑨障害者控除を受ける方は、障害者手帳や福祉事務所長などの認定書など。
⑩還付申告をされる方は、申告者名義の振込先口座番号がわかるもの。
●源泉徴収票をなくしたら
源泉徴収票を紛失した場合は、支払者職場など。年金は、年金の支払者に再発行してもらったうえで、ご来場ください。必ず原本が必要で、発行されない場合は、直接、税務署にお尋ねください。

●自主申告にご協力ください
申告会場は、大変混み合います。スムーズに申告を済ませるために、申告書をご自身で記入できる方は税務署への直送投函箱を市民ホール申告説明会場と税務課窓口を設置してありますので、添付書類などを封筒にまとめて投函してください。ご不明な点がある

方は、申告相談にお並びいただき職員にお尋ねください。
青色決算書・白色収支内訳書は、必ずご自身で作成してから、ご来場ください。
農業所得標準はすでに、廃止になっています。農産物の家事消費などの目安となる金額についても廃止となっていますので、収穫した時における当該農産物の価額の平均額または販売価額(市場など)に対する出荷価格をいいます。の平均額によって計算してください。
租税公課や減価償却の計算でわからないことは、事前に市役所および税務署にお尋ねください。
青色決算書・白色収支内訳書の作成についての相談は、市役所会場では行いませんので、津島税務署の確定申告会場(津島商工会議所)で作成の相談をしてください。

●譲渡所得・贈与税の申告相談は津島商工会議所！
土地・建物・株などを売却された方などの譲渡所得・贈与税の申告相談については、市役所会場では行いませんので、津島税務署の確定申告会場(津島商工会議所)で申告相談をしてください。
●申告をされるみなさんへ
申告期限は、3月16日(月)までですが、期限間近になりますと申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。
お早めに準備して期限内に申告を済ませてください。
また、確定申告が不要の方で市県民税の申告の必要な方も3月16日(月)まで市民ホールにて受け付けをしますので、お早めに申告を済ませてください。